

「新しい公共」推進会議 提出資料

平成22年12月13日

消防団

～現況と課題～

赤羽消防団副団長 小澤浩子

1・消防団とは！

- *それぞれ生業を持ちながら
「自らのまちは自らで守る」との、郷土愛護の精神に基づき
消防活動を行う権限と責任を有する**非常勤特別職の地方公務員**
- *全国ほとんど全ての市町村に設置される
- *団員定数は市町村条例による
- *団員の任命権は市町村長が持つ
- *出動手当・年報酬・退職報奨金有り
- *組織は団本部を頂点とし、団員は団長以下7階級
- *常備消防（常備化率：97・8%　約15万7千人）と
自主防災組織（約3600万人）の連携役として
地域防災の中核を担う存在である

2・消防団のルーツ

- 1) 江戸時代の「町火消し」の伝統を汲む
8代将軍吉宗の時代に、町奉行・大岡越前の守忠相が設置
- 2) 今年は、女性消防団員誕生100周年
明治43年 山形県酒田市飛島に「婦人火防組」設立
漁業に従事し不在がちの男性に代わる防災の担い手として活動
- 3) 自治体消防の誕生
*昭和22年4月・・・警防団の廃止
*昭和23年3月・・・消防組織法の施行により現在の姿に

3・消防団の特性

- 1) 地域密着性・・・・・・・・団員は管轄区内に居住または勤務
- 2) 要員動員力・・・・・・・・消防団員数は消防職員数の約6倍
- 3) 災害への即時対応力・・・日ごろからの教育訓練

4・消防団への期待の拡大

1) 予想される大規模災害への対応

今後30年間に発生が予想される大地震の確率

* 宮城県沖地震	・ ・ ・ ・ ・	99%	M7・5
* 三陸沖北部地震	・ ・ ・ ・ ・	90%	M8・1
* 茨城県沖地震	・ ・ ・ ・ ・	90%	M6・8
* 東海地震	・ ・ ・ ・ ・	87%	M8
* 首都直下地震	・ ・ ・ ・ ・	70%	M7・2
* 東南海地震	・ ・ ・ ・ ・	60%	M8・1
* 南海地震	・ ・ ・ ・ ・	50%	M8・4
* 根室沖地震	・ ・ ・ ・ ・	40%	M7・9

2) 多発する自然災害等 多様化・複雑化する災害への対応

3) 永遠の課題「火の用心」への対応

4) 予防・啓発活動の充実

* 防げる災害は発生させない

* 災害が発生しても、被害を最小限に食い止める

5) 応急手当法の普及

6) 有事における国民保護への対応

7) 災害を風化させない ～次代へと語り継ぐ～

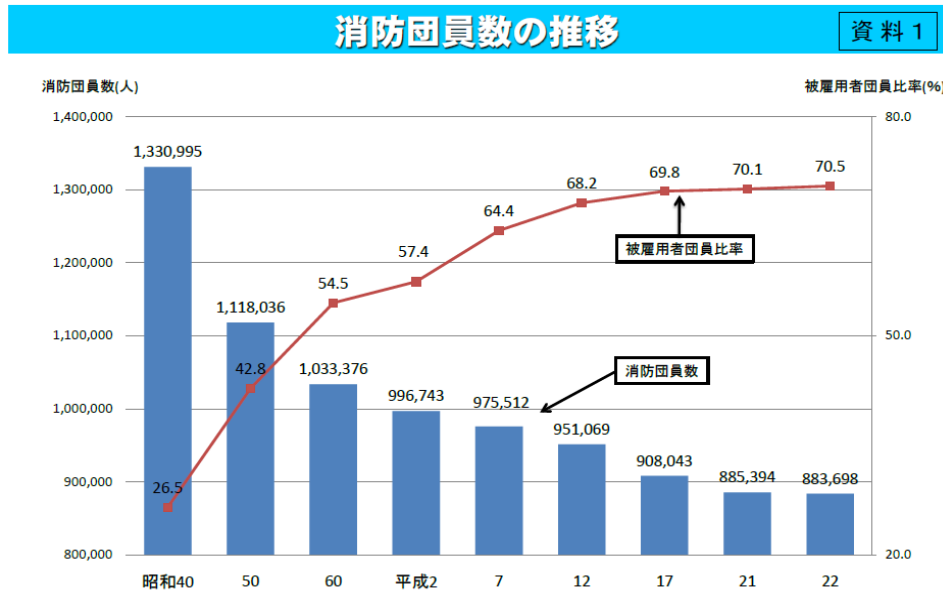
8) まちの伝統を担う ～さまざまな行事・イベントへの参加～

9) 未来を担う人材の育成

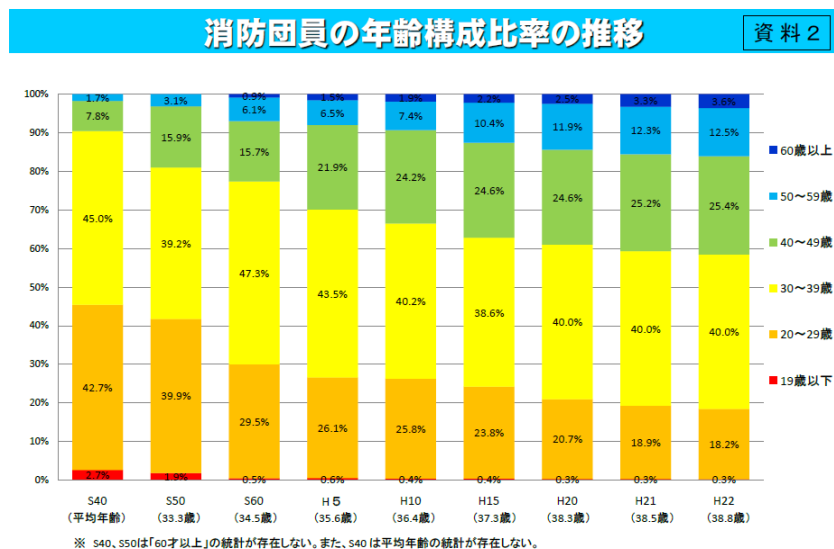
10) さまざまな人や組織との連携

5・消防団の課題

- 1) 団員数の減少・・・・・・・・・・ピーク時の半分以下
- 2) サラリーマン団員の増加・・・・いまや団員の7割が被雇用者
(昭和40年と比べ約4割も増加)



- 3) 団員の高齢化・・・・・・・・平均年齢38・3歳
(昭和50年と比べ5・0歳も高齢化)



6・平成22年現在の消防団員数（速報値）

- 1) 全国消防団数・・・・・・・・・・2275団
- 2) 消防分団数・・・・・・・・・・22,772分団
- 3) 消防団員数・・・・・・・・・・883,710人
(前年度より1,684人減少)
- 4) 女性団員採用団・・・・・・・・・・1,155団
- 5) 女性消防団員数・・・・・・・・・・19,103人
(前年度より1,224人増加)
- 6) 学生(含 専門学校生)団員数・1,821人
(昨年度より306人増加)

7・課題克服に向けてのさまざまな取り組み

- 1) 誰もが消防団に参加しやすい環境づくり
⇒「機能別団員・分団制度」の導入（H17～）
＊基本的な分団・・・全ての活動に参加する団員で構成
＊機能別分団・・・特定の活動を実施する分団
＜例＞・・・予防広報分団
大規模災害分団
- 2) 企業と消防団殿連携強化
⇒「消防団協力事業所表示制度」の導入（H18～）

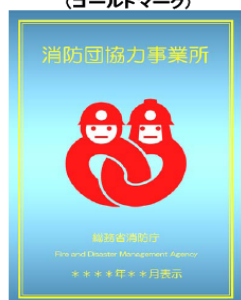
「消防団協力事業所表示制度」

資料3

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながるにより、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

総務省消防庁が交付する表示証
(ゴールドマーク)

市町村等が交付する表示証
(シルバーマーク)



消防団協力事業所表示制度導入状況等
(平成22年10月1日現在)

●表示制度を導入している市町村 777

うち、表示証を交付済の市町村 513
表示証を未交付の市町村 264

●消防団協力事業所数

市町村協力事業所数 6,226
総務省消防庁協力事業所数 187

「消防団協力事業所表示制度」の運用開始日!

総務省消防庁▶平成19年1月1日～/市町村等▶市町村等が定める日～

＜協力事業所の協力例＞

- ＊従業員が消防団員として、相当数入団
 - ＊勤務時間中の消防団活動に便宜
 - ＊災害時に住機・資機材等を消防団に提供
 - ＊従業員による機能別分団等を設置 など
- 事業所の特性を活かした理解と協力

消防団協力事業所に対する支援策

自治体による支援策の実施状況

＜都道府県 8県＞

(平成22年10月1日現在)

①減税 1県

- ・法人事業税等の減税(長野)

②入札 6県

- ・入札参加資格の加点
 - ・総合評価落札方式の加点 など
- (山形、富山、長野、島根、山口、高知)

③その他 2県

- ・県知事表彰(広島)
- ・表示証購入のための財政負担(熊本)

＜市町村 50市町村＞

①入札 49市町村

- ・入札参加資格の加点
- ・総合評価落札方式の加点 など

②その他 2市

- ・報償金支給(秋田県能代市)
- ・消火器の無償提供(愛知県豊田市)

長野県 消防団活動協力事業所応援減税

1. 減税内容

(平成19年4月施行)

- ・法人事業税(中小法人)
- ・個人事業税(個人事業主)
- 税額の2分の1を減税(減税限度額:10万円)

2. 対象となる法人・個人事業主

- 消防団協力事業所表示制度導入市町村に所在するすべての事業所が認定。
- 事業主、常勤役員又は労働者である消防団員が2人以上。
- 県内に所在するすべての事業所が就業規則等に消防団員が消防団活動を行うことにより、昇進、賃金、労働時間その他の処遇面での扱いが不利にならないことを記載。
 - ・資本金又は出資金の額が3,000万円以下の中小法人
 - ・青色申告書を提出する法人又は個人事業主

3. 適用実績

・法人 26件	減税額 191万5千円	} 計34件 264万5千円
・個人 8件	減税額 73万円	

「消防団協力事業所」を支援するため、税制上の特例措置や
入札参加資格に係る特例措置等を導入する団体もみられる

3) 団員募集の

広報

⇒「消防団員入団促進キャンペーン」 (H18～)

4) 消防団員アドバイザー派遣制度 (H19～)

- * 現役の消防団長、消防団長経験者、消防職員等知識と経験を有する者を都道府県が推薦し、消防庁長官が委嘱
- * 平成21年度からは12人の女性アドバイザーも設置
- * 会議・研修会などにおいて情報提供や、地域の実情に応じた団員確保策などを、体験を通じきめ細かくアドバイス

5) 幅広い人材の確保

- ① 女性団員の確保
- ② 学生団員の確保

6) 未来を担う人材の育成

- ① 防災教育の充実
- ② 少年消防クラブの育成と支援

7) 地域の理解と協力

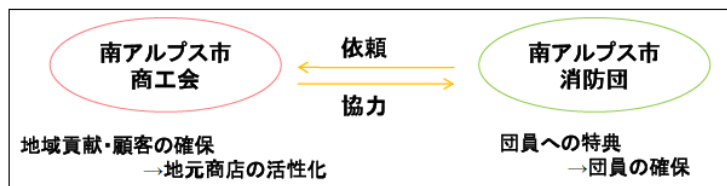
地域の発展は、地域の安全に裏打ちされている！

山梨県南アルプス市での取り組み

資料 3

山梨県南アルプス市では、消防団員が減少していることから、それに歯止めをかけるため、南アルプス市消防団の団長や役員の働きかけで、2010年9月より商工会が消防団員の入団勧誘の後押しをしている。

商工会が消防団員サポート店を募集し、現在78の企業や商店が消防団員サポート店に加している。サポート店は店先などに消防団が作成・交付したステッカーを掲示し、消防団員限定の代金割引等の様々なサービスを行っている。



<サポートの事例>

- ・飲食店での料金の割引、ドリンクのサービス等
- ・ガソリンスタンドでのガソリンの値引き等
- ・その他リフォームや家屋の修理工の割引等



サポート店ステッカー



消防団員サポート店

(写真中央にステッカーを掲示)

